

錦江町物価高騰対応低所得世帯支援給付金

昨今の物価高騰による負担を軽減するための支援として、国の重点支援地方交付金を活用し、条件に該当する世帯に、物価高騰対応低所得世帯支援給付金（世帯給付：3万円、子ども加算：2万円／人）を支給します。**対象となる可能性のある世帯には役場より通知が送付されますので、文書の案内に従い申請等を行ってください。**

住民税非課税世帯給付（1世帯あたり3万円）

- 対象世帯** ▶ 令和6年12月13日（基準日）時点において、**錦江町に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割が非課税である世帯**。ただし、世帯全員が住民税均等割課税者からの扶養を受けていないことが条件となります。対象世帯には「支給のお知らせ」又は「確認書」を送付します。
 - ※「支給のお知らせ」が届いた世帯は原則、申請等の手続きは不要です。
 - ※「確認書」が届いた世帯は必要事項の記入及び添付書類を付け、同封の返信封筒で必ず返信ください。オンラインでの申請も可能です。

- 提出期限** ▶ 令和7年4月30日☎まで（必着）

子ども加算（1人当たり2万円）

- 対象世帯** ▶ **上記世帯給付の対象世帯において、平成18年4月2日以降生まれの児童を扶養している世帯**。対象世帯には「確認書」を送付します。受給を希望される方は必ず申請が必要となりますので、必要事項の記入及び必要書類の添付を行い、同封の封筒にて返信ください。オンラインでの申請も可能です。

- 提出期限** ▶ 令和7年4月30日☎まで（必着）

物価高騰対応支援給付金を語る不審な電話や訪問にご注意ください！

錦江町役場の職員がATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。給付金の支給にあたり手数料の振り込みを求めることも絶対にありません。不審な電話や訪問があった際には、その場でお金の支払いや契約等は一切せず、最寄りの警察署（#9110）までご連絡ください。

●お問い合わせ先 介護福祉課 ☎ 22-3042

令和7年4月から

農地の賃借方法が大きく変わります

農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正により、令和7年4月以降、**農地利用集積計画における2者間による利用権設定は廃止**されます。

